

2023年4月7日

受益者の皆様へ

株式会社お金のデザイン

「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド(円ヘッジあり)」  
約款変更のお知らせ

拝啓

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております以下ファンドについて、下記のとおり約款変更を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

また、当該ファンドの運用方針および運用プロセスに実質的な変更はございません。

1. 対象ファンド

「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド(円ヘッジあり)」

2. 変更内容・変更理由

- 「運用の基本方針」の「投資態度」の記載明確化
- 軽微な誤記の修正

(※詳細については添付新旧対照表をご確認ください。)

【運用の基本方針の投資態度の記載明確化】

当該ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、その投資先ファンドの運用において複製する50のヘッジファンド・ポートフォリオの選定を行います。その選定のために利用するデータ（以下「選定参照データ」といいます。）の提供元が変更となったため、本変更は、選定参照データにおけるヘッジファンドの区分は従来通りHFR社のものに抛りつつ、データの提供元はHFR社に限られないことを明確化するためのものになります。

なお、選定参照データ提供元は、本年初より、ヘッジファンドリサーチ（HFR）社から、ユーリカヘッジ社へ変更しております。

この変更は、投資先ファンドにおいて、HFR社の公表する区分に基づいた一定の範囲のヘッジファンド・ポートフォリオのパフォーマンスの複製を目指す運用方針であることに

は変更がなく、またポートフォリオ構築に使用する運用モデルおよび運用プロセスに実質的な変更はございません。

【軽微な誤記の修正】

単純な誤記が判明したため、修正をしています。

3. 変更日

2023年4月29日

敬具

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社お金のデザイン

電話：03-6629-7090<受付時間>営業日の9:30~17:00

お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド（円ヘッジあり）

投資信託約款変更新旧対照表

(新)	(旧)
<p>－ 運用の基本方針 －</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2)投資態度</p> <p>①主として米国・欧州の上場先物市場とETF（上場投資信託証券）に実質的な投資を行い、ヘッジファンドリサーチ社（HFR）の公表する<u>区分に基づき、HFR、ユーリカヘッジ社を含む情報提供会社が提供する預かり資産上位 50 社</u>で構成されるヘッジファンド・ポートフォリオのパフォーマンスならびにマネージド・フューチャーズ業界を代表する上位 20 社の CTA ポートフォリオのパフォーマンスの複製を目指した運用を行います。</p> <p>（以下、略）</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2)投資態度</p> <p>①主として米国・欧州の上場先物市場とETF（上場投資信託証券）に実質的な投資を行い、ヘッジファンドリサーチ社（HFR）が公表する<u>預かり資産上位 50 社</u>で構成されるヘッジファンド・ポートフォリオのパフォーマンスならびにマネージド・フューチャーズ業界を代表する上位 20 社の CTA ポートフォリオのパフォーマンスの複製を目指した運用を行います。</p> <p>（以下、略）</p>
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第 16 条 委託者は、信託金を、主として次の第 1 号および第 2 号に掲げる投資信託証券のほか、次の第 3 号から第 13 号に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>1.～6.（略）</p> <p>7. 短期社債等（<u>社振法第 66 条第 1 号</u>に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、および農林中央金庫法第 62</p>	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第 16 条 委託者は、信託金を、主として次の第 1 号および第 2 号に掲げる投資信託証券のほか、次の第 3 号から第 13 号に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>1.～6.（略）</p> <p>7. 短期社債等（<u>社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号</u>に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、およ</p>

<p>条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、<u>第3号から第8号</u>の証券または証書の性質を有するもの</p> <p>10. ~13. (略)</p> <p>なお、第3号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第3号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第11号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第10号の証券および第11号の証券(「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、<u>前3号から8号</u>の証券または証書の性質を有するもの</p> <p>10. ~13. (略)</p> <p>なお、第3号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第3号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第11号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第10号の証券および第11号の証券(「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い<u>先</u>現先(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。</p> <p>②・③ (略)</p>
<p>(利害関係人等との取引等)</p> <p>第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第<u>28</u>条において</p>	<p>(利害関係人等との取引等)</p> <p>第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第<u>30</u>条において</p>

<p>同じ。)、第 28 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条から第 24 条、第 26 条、および第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条から第 24 条、第 26 条、および第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p> <p>④ (略)</p>	<p>同じ。)、第 28 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条から第 27 条、第 29 条、第 33 条から第 35 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条から第 25 条、第 26 条、第 31 条から第 33 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p> <p>④ (略)</p>
<p>(有価証券の貸付の指図および範囲) 第 22 条 (略)</p> <p>② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(有価証券の貸付の指図および範囲) 第 22 条 (略)</p> <p>② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</p> <p>③ (略)</p>